

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について（受付期間が延長されました）

2021/11/26

福島県社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施しています。なお、相談及び受付等は各市町村社会福祉協議会が窓口となっています。詳細は、福島県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

本資金は貸付金であり、返済していただく必要があります。

白河市社協での相談・申請受付（予約制）

ご相談を希望される場合は、新型コロナウイルス感染予防及び相談待ち時間をなくすため、必ず下記連絡先へ事前にお電話でご相談いただき、相談日時の予約等をしてください。また、来所前の検温やマスク着用等のご協力をお願いします。発熱や咳等、体調が悪い場合の来所はご遠慮ください。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【期 間】 令和4年3月末日まで（緊急小口資金、総合支援資金（初回））

（総合支援資金（再貸付）は令和3年12月末日まで）

【時 間】 平日のみ 午前9時～午後4時

【場 所】 白河市中心老人福祉センター

【連絡先】 白河市社会福祉協議会 地域福祉課 （代表）22-1159

予約受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

必ず事前にお電話で連絡くださいますようご協力をお願いします。

◎「生活困窮者自立支援金」「住居確保給付金」につきましては、国（厚生労働省）の管轄となっております。各コールセンターは下記のとおりです。

「生活困窮者自立支援金」相談 0120-46-8030

「緊急小口資金・総合支援資金」相談 0120-46-1999

「住 宅 確 保 給 付 金」相談 0120-23-5572